

鳥取県公報

本誌火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物

目次

- ◇告示 生活保護法に基づく助産婦、施術者の指定
耕地整理組合の換地処分認可
- ◇教委告示 昭和二十八年年度鳥取県立高等学校通信教育生徒募集について
昭和二十七年年度県立学校卒業式の日程
- ◇公告 鳥取県あん摩師試験の実施について

告示

鳥取県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九條の規定による医療機関並びに同法第五十五條の規定による助産婦及び施術者を次のように指定する。

昭和二十八年三月六日

名称	診療科名	所在地
鳥取県知事 西 尾 愛 治		
(医療機関)		
米子診療所	内科、小兒科	米子市角盤町二丁目
町立浦富病院	内科、外科、小兒科、産婦人科	岩美郡浦富町浦富
山田医院	内科、外科、小兒科、産婦人科、耳鼻科	八頭郡散岐村佐貫
松保村国民健康 保険直営診療所	内科	気高郡松保村布勢
谷口医院	内科、外科、皮膚科、泌尿器科	東伯郡長瀬村田後
牧田医院	内科、耳鼻咽喉科、小兒科、皮膚性病科	倉吉町東町
駐留軍要員健康 保険組合鳥取県 支部美保診療所		
産科、外科、小兒科、レントゲン科、産婦人科、齒科		
(助産婦)		
遊佐フジョ	助産	鳥取市立川町四丁目
高木 さだ	〃	東伯郡倉吉町中河原

(施術者)
牧田柔道整復 骨折、脱臼、捻、気高郡青谷町
療院 挫、打撲

鳥取県告示第七十九号

東伯郡南谷村安歩大鳥居耕地整理組合の換地処分につ
て、昭和二十八年三月二日認可した。

昭和二十八年三月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

昭和二十八年年度鳥取県立高等学校通信教育生徒を次の要
綱によつて募集する。

昭和二十八年三月六日

鳥取県教育委員会

昭和二十八年年度鳥取県立高等学校通信教育
生徒募集要綱

一 募集学校及び生徒数

県立鳥取西高等 鳥取市東町二番地 約五〇名
学校

「米子東」 米子市勝田町三〇七番地 約五〇名

二 出願資格

1 中学校第学三年に在学し昭和二十八年三月卒業の
者

2 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

3 国民学校(尋常小学校)第六学年卒業を入学資格
とする中等学校第三学年修了以上の者

4 国民学校高等科(高等小学校)第二学年卒業を入
学資格とする中等学校第一学年修了以上の者

5 青年学校本科第一学年修了以上の者

6 定時制高等学校に在学している者

7 その他これ等と同等以上の学力があると認められ
た者

三 出願期日

昭和二十八年三月十六日から三月三十一日まで

四 募集科目

国語甲(一、二、三年) 国語乙(一年) 漢文(一、二、
三年) 一般社会、日本史、時事問題、人文地理、生物、
地学、解折一、解折二、幾何、一般数学、英語(一、二、
三年) 図画、書道、保健

一人が同時に履修することができる科目数については
制限しない。

五 出願手続

出願者で東伯郡以東居住者は、鳥取西高等学校に、西
伯郡以西居住者は米子東高等学校に左の書類を提出する。

(イ) 入学願書(募集学校に準備してある)

(ロ) 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成
績証明書、但し戦災者、引揚者で上記の書類を整え
ることのできないものは学力を認定するに足る資料

六 選抜

1 志願者が定員を超過した場合は各学校において適
当な方法によつて選抜する。

2 入学許可者に対しては直接学校より通知する。

七 注意事項

1 募集及び出願に関する質疑は募集学校において行
うこと

2 すべて郵送の場合、返信を必要とするものは十円
切手をはつた返信用封筒(宛先明記)を同封するこ
と

八 参考事項

1 通信教育に必要な経費

(イ) 入学料 五十円

(ロ) 受講料 国語(各学年共) 二百円

保健 二百円

その他の学科目 三百円

(ハ) 教科書及び学習図書代金 実費

(ニ) 通信費 通信教育を受けるための往復通信費の
実費(通信教育では百グラムまで四円)

2 通信教育によつて得られる単位

修了者に対しては次のとおり各科目共通常の課程と
同等の単位を与える。
国語甲(一、二、三年)各三単位、国語乙、漢文、

図画、書道各二一六單位、保健二單位、一般社会、日本史、世界史、人文地理、時事問題、一般数学、解折一、解折二、幾何、生物、地学各五單位、英語五一一五單位

3 特典

(イ) 通信教育履修單位数に応じて国で実施する大学入学資格検定試験の受検科目を免除される。
(ロ) 勤勞しながら通信教育を受ける者には所得税の勤勞学生控除がある。

学 校 名	日 時	式 場	位 置
鳥取東高等学校	三月十日 午前十時	工業科校舎講堂	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
鳥取西	" 午前十時三十分	普通科校舎講堂	" 東町二番地
八頭	" 午前十一時	"	八頭郡國中村久能寺七二五番地
気高	三月八日 午前十時三十分	鹿野分校講堂	気高郡鹿野町寄田三三二番地
"	三月九日 "	普通科校舎講堂	" 青谷町北浜二九一二番地
"	三月十日 "	農業科校舎講堂	" 湖山村湖山一二五八番地
倉吉	三月十日 午前十時三十分	西校舎講堂	東伯郡倉吉町余戸谷町三〇五八番地
由良育英	" "	普通科東校舎講堂	" 由良町由良宿一六〇八番地
倉吉農業	" 午前十時	河北校舎講堂	" 上井町上井四三〇番地

鳥取県教育委員会告示第十二号

昭和二十七年年度県立学校の卒業式を次の日程によつて行う。

昭和二十八年三月六日

鳥取県教育委員会

公 告

鳥取県あん摩師試験を次のとおり行う。

昭和二十八年三月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 試験場所

鳥取県衛生部(鳥取市東町)

二 試験期日

昭和二十八年三月二十二日(日曜日)午前九時から午後四時まで

三 試験科目

- 学科試験
- 解剖学
- 生理学
- 病理学
- 衛生学(消毒法を含む)

米子東	"	午後一時	社校舎講堂	"	社村大谷一六六番地
米子西	"	午前十時	普通科校舎講堂	米子市勝田町三〇七番地	
境	"	午前九時三十分	"	"	錦町一丁目一〇三番地
日野	三月九日	午前十時	"	西伯郡境町東本町二番地	
"	三月十日	"	農業科校舎講堂	日野郡根雨町字中租三三八番地	
養良農業	三月十日	午前十時三十分	本校舎講堂	"	黒坂町黒坂字紺屋田二一〇番地
鳥取聾学校	三月二十日	午前十一時	本校舎講堂(鳥西高)	"	高置村今津二八六番地
鳥取盲学校	"	"	"	鳥取市東町二番地	
鳥取盲学校	"	"	"	(鳥東高)	立川町五丁目三二〇番地

症候概論
治療一般
あん摩理論
医事法規
実地試験

あん摩実技
四 受験資格

文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者

五 試験方法

試験は学科試験及び実地試験とする

六 受験願書の提出期限

昭和二十八年三月十日から三月十九日までとし期限経過後の願書はどんな理由があつても受理しない。

七 受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課（鳥取市東町）

八 受験料

受験手数料として五百円現金又は小爲替で送付すること

と
九 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 四に該当する卒業証明書

4 写真（手札形台紙付縦約四寸、横二寸五分とし出願前六箇月以内に脱帽で撮影したもので、裏面には撮影年月日及び氏名、年令を記載したもの）

十 受験票の送付

受験願書を受理したときは受験票を送付する。

第一号書式

あん摩師試験願書

本籍

住所

氏

年

月

日生

名

あん摩師試験を受けたいので履歴書、その他証明書及び写真を添えて出願します。

年月日

氏

名

鳥取県知事 氏

名 殿

第二号書式

履 歴 書

一、何年何月 何中学校に入学何年何月卒業

一、何年何月 何学校（又は養成所）入学何年何月卒業

右のとおり相違ありません。

年 月 日

氏

名